

職員の交通事故及び交通違反に係る処分基準

昭和 42 年 7 月 20 日施行
平成 18 年 9 月 28 日最終改正

1 処分基準は、原則として次のとおりとする。

違反の内容	加害の区分		事故を伴う場合			交通法令違反	備考
			人的被害		物的損害		
	死亡	重傷	軽傷				
交通事故措置義務違反 (ひき逃げ、あて逃げ) 飲酒運転 無免許運転	懲戒免職		懲戒免職 停職			※1 懲戒免職 停職 減給	※1 ただし、酒酔い運転は、停職以上の処分とする。
上記違反の教唆又は幫助	懲戒免職 停職		懲戒免職 停職 減給			懲戒免職 停職 減給 戒告	運転者が起こした事故又は違反の区分に応じて適用する。
速度違反 (超過 30 km以上)	懲戒免職 停職		懲戒免職 停職 減給	停職 減給 戒告		※2 減給 戒告	※2 ただし、初回の場合は、原則として訓告とする。
その他違反	相手方過失	懲戒免職 停職	停職 減給 戒告	戒告 訓告 口頭訓告		※3 初回不問	※3 ただし、再犯は口頭訓告とし、回を重ねるごとに加重する。
	相手方過失 有	停職 減給	減給 戒告 訓告	訓告 口頭訓告			
公務中の場合	損害賠償を県費で補填しなければならない事案については、減給以上の処分とする。						
不可抗力の場合	情状酌量する。(正常運転、事後措置適切)						

(注)

- ① 「重傷」とは、全治1ヶ月以上の治療を要すると診断された傷害をいう。
- ② 「軽傷」とは、全治1ヶ月未満の治療を要すると診断された傷害をいう。
- ③ 「物的損害」とは、家屋その他他人の所有物、公共施設等に与えた損害をいう。
- ④ 「交通事故措置義務違反(ひき逃げ、あて逃げ)」とは、道路交通法第72条第1項前段の規定に違反することをいう。
- ⑤ 「飲酒運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)の規定に違反して、酒に酔った状態で運転すること(「酒酔い運転」という。)及び同法施行令第44条の3に定める程度以上に身体にアルコールを保有する状態で運転すること(「酒気帯び運転」という。)をいう。
- ⑥ 「その他違反」とは、交通事故措置義務違反(ひき逃げ、あて逃げ等)、無免許運転、飲酒運転及び速度違反(超過30km以上)以外の違反をいう。
- ⑦ 「再犯」とは、1年以内に再度法令違反等を起こした場合をいう。

2 処分は、次の事項を勘案して決定する。

- (1) 事故発生の原因及び状況
- (2) 刑事処分の状況
- (3) 公安委員会の行政処分の状況
- (4) 県に与えた損害の状況
- (5) 違反の種類及び重複累加
- (6) 相手方の過失の有無及び程度
- (7) 被害者に対する措置状況
- (8) 報告の怠慢又は故意の隠ぺい
- (9) 当該職員が管理職である場合